

議第 1 4 6 号

令和 2 年度呉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度呉市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 7 3 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 9 3 7, 5 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		0	5,233	5,233
	1 国庫補助金	0	5,233	5,233
3 繰入金		867,038	△8,963	858,075
	1 一般会計繰入金	867,038	△8,963	858,075
歳入合計		3,941,256	△3,730	3,937,526

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		95,490	△3,730	91,760
	1 総務管理費	60,164	△8,963	51,201
	2 徴収費	35,326	5,233	40,559
歳出合計		3,941,256	△3,730	3,937,526

後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	0	5,233	5,233
3 繰入金	867,038	△8,963	858,075
歳入合計	3,941,256	△3,730	3,937,526

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	95,490	△3,730	91,760	5,233			△8,963
歳 出 合 計	3,941,256	△3,730	3,937,526	5,233			△8,963

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費補助金	0	5,233	5,233
計	0	5,233	5,233

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	867,038	△8,963	858,075
計	867,038	△8,963	858,075

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 徴収費補助金	5,233	後期高齢者医療システム改修	10/10

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	△8,963	事務費繰入金	

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	60,164	△8,963	51,201				△8,963
計	60,164	△8,963	51,201				△8,963

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 徴収費	35,326	5,233	40,559	5,233			0
計	35,326	5,233	40,559	5,233			0

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	△4,323	○職員人件費 ・職員人件費	△8,963 (△8,963)
3 職員手当等	△2,503		
4 共済費	△2,137		

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	5,233	○徴收費 ・後期高齢者医療保険料徴収事業 後期高齢者医療システム改修	5,233 (5,233)